

令和５年第５回太子町議会定例会（第506回町議会）会議録（第１日）

令和５年11月27日

午前 10 時 開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第４号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 同意第５号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 7 議案第57号 令和５年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第４号）
- 8 議案第47号 令和５年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 9 議案第48号 令和５年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）
- 10 議案第49号 令和５年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
- 11 議案第50号 令和５年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第２号）
- 12 議案第51号 令和５年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第２号）
- 13 議案第52号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 14 議案第53号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第54号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 16 議案第55号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第56号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第４号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 同意第５号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 7 議案第57号 令和５年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第４号）
- 8 議案第47号 令和５年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 9 議案第48号 令和５年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）
- 10 議案第49号 令和５年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
- 11 議案第50号 令和５年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第２号）
- 12 議案第51号 令和５年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第２号）
- 13 議案第52号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 14 議案第53号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第54号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 16 議案第55号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

17 議案第56号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
11 番	首 藤 佳 隆	12 番	北 川 嘉 明
13 番	中 島 貞 次	14 番	清 原 良 典
15 番	松 浦 崇 志		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	蛭 井 のり子
書 記	竹 田 早 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	松 谷 真 利
教 育 次 長	森 文 彰	財 政 課 長	佐々木 信 人
監 査 委 員	村 瀬 敏 紀		

議長挨拶

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

師走を目前にして何かと御多忙の中、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和5年第5回太子町議会定例会（第506回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

さて、今期定例会は人事案件をはじめ、条例の制定、補正予算など、いずれも重要な案件を御審議いただくことになっております。議員各位におかれましては、慌ただしい年末を控え殊のほか御多用のことと存じますが、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和5年第5回太子町議会定例会（第506回町議会）が開会されるに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

令和5年もあと一月少々ということで慌ただしい時節を迎えようとしておりますが、議員各位におかれましては公私とも大変御多用な中、御健勝にて本会議に御出席をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政の進展に御理解、御協力を賜っておりますことを重ねてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、今期定例会におきましては人事案件2件、予算案件6件、条例案件5件と合わせて13件

の議事につきまして御審議をお願い申し上げるものでございます。提出させていただきました各案件につきましては後ほど説明させていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、誠に簡単ではありますが、定例町議会の開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

(開会 午前10時03分)

○議長（松浦崇志） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第5回太子町議会定例会（第506回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松浦崇志） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、玉田正典議員、中藪清志議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（松浦崇志） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日まで22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの22日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（松浦崇志） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等13件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき定期監査結果報告書、地方自治法第235条の2の規定に基づき令和5年度8月分及び9月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち、村瀬敏紀監査委員には本日のみ、福井照子町民課長、肥塚馨社会福祉課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（松浦崇志） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、9月26日、10月2日、10月10日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されていましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

**日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長（松浦崇志） 日程第5、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会の委員をお願いしております朝生憲敏氏が令和5年11月17日に急遽辞職されたため、朝生氏の当初の任期である令和6年1月25日の任期満了後の後任として太子町矢田部95番地6に在住しておられる細田修自氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会に同意を求めるものであります。

細田氏の経歴につきましては参考資料のとおりであります、人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。

なお、任期は令和6年1月26日から令和9年1月25日までの3か年であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第4号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（松浦崇志） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に玉田晶久議員及び桑名幸夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（松浦崇志） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(松浦崇志) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(松浦崇志) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

玉田晶久議員及び桑名幸夫議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(松浦崇志) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 14票です。

投票のうち賛成14票、反対0票です。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

日程第6 同意第5号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(松浦崇志) 日程第6、同意第5号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 同意第5号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

農業委員等の定数を定めた太子町農業委員会の委員等定数条例及び太子町農業委員会の委員の選任に関する規則に基づき、令和5年7月3日から7月31日までの期間、農業委員を公募し、書面審査等の結果、農業委員候補者を選出しております。つきましては、農業委員候補者14名を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和6年1月17日から令和9年1月16日までであります。

農業委員の選考方法、候補者決定までの経緯等につきましては経済建設部長より詳細説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(松浦崇志) 経済建設部長。

○経済建設部長(松谷真利) 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて詳細説明を申し上げます。

参考資料も併せて御覧をお願いいたします。

令和5年7月3日から31日までの期間で公募の結果、農業委員候補者は定数14名に対し14名の推薦応募がありました。これらの方々のうち男性は12名、女性が2名、自治会や集落営農組織、

農業関係団体からの推薦を受けられた方が13名、自薦での応募は議案書の下から3行目、新多恵さんでございますが1名となっております。年代別では40代が1名、50代が1名、60代が3名、70代が9名となっております。また、認定農業者等は、認定農業者の方は上から2行目の塚本様1名、それに準ずる者とされる方が3行目の松本様、4行目の長谷川様、10行目の塚原様、11行目の大西様、一番下の倉橋様の5名で計6名の構成となっております。農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、認定農業者である個人または認定業者であった者及びそれに準ずる者として集落営農の役員等が農業委員の過半数を占める必要がございますが、同項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定において、認定農業者が少ない場合は認定農業者またはこれに準ずる者の数が委員の少なくとも4分の1以上に緩和できるということになってございます。また、同法第8条第6項において、含めなければならない農業委員会の所掌に利害関係のない委員を含む等、法定の任命要件を満たした上で努力義務とされている青年、女性の2名を含んだ構成となっており、これらの方々を候補者と選出し、候補者に通知を行ったところでございます。いずれの農業委員候補者の方々も農業に関する見識が高く、太子町の農業について真摯に考えられているとして出身地区や団体から推薦をお受けになった方々であり、自薦の1名も農業委員会の農地最適化推進委員をしていた父親の姿を見て農地の適正利用を推進し、地域農業を活性化し、持続させる取り組みをしたいとの動機ですので、資格要件や資質から適任と判断した14名の候補者を太子町農業委員会の委員に任命したく、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから同意第5号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第5号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第7、議案第57号、日程第8、議案第47号から日程第17、議案第56号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第57号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（松浦崇志） 日程第7、議案第57号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4

号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第57号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)について説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費や事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ3億4,440万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億6,362万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入の追加であります。

次に、歳出予算につきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費の追加と教育費、公債費の減額であります。なお、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用できる経費を1事業設定しております。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(松浦崇志) 総務部長。

○総務部長(森田好紀) それでは、議案第57号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)について詳細を説明申し上げます。

まず、人件費の補正は退職者による減額や時間外勤務手当の増額のほか、人事評価結果に応じた勤勉手当及び昇給への反映などの結果、総額は約185万9,000円の増額となっております。なお、人件費に係る科目ごとの説明は省略させていただきます。

それでは、歳出から説明いたします。

13ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6庁舎管理費の補正は、組織再編に係る費用でございます。節10需用費70万円の追加は、庁舎案内表示や行政棟1階窓口の番号札表示を更新するもので、節12委託料869万円は、ネットワーク移設や執務室のレイアウト変更を行うものでございます。

目7企画費5,216万9,000円及び目13基金費1億円の補正は、ふるさと応援寄附金の受入れ見込額の増加に伴う事務経費及び積立金の追加でございます。

項2徴税費、目2賦課徴収費275万円は、令和6年度から個人住民税で森林環境税を賦課徴収することに伴う税務基幹システムの改修経費でございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の15ページをお願いいたします。

節11役務費33万円の減額は、マイナンバーカード関係の事務に係る郵送料やコンビニ交付取扱手数料の決算見込みによるもので、節12委託料595万1,000円の補正は、住民票等への氏名の振り仮名記載対応に係る住民記録システム等の改修経費でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金197万3,000円は、利用件数の増加により高齢者等住宅改造費助成金を追加するもので、節27繰出金及び目2老人福祉費、目4後期高齢者医療費は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計における補正に伴うものであります。

目5障害者福祉費、節12委託料181万5,000円の補正は、令和6年度から障害福祉サービス等報酬改定に係る自立支援給付審査支払等システムの改修経費でございます。節19扶助費9,769万9,000円の補正は、居宅介護など利用者の増加により給付費を追加するものであります。節22償還金、利子及び割引料485万8,000円の補正は、前年度事業費の精算による返還金であり、ほかの

各科目における返還金も同様でございます。

17ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目5児童措置費、節19扶助費1,937万9,000円の補正は、放課後等デイサービスなど利用者の増加により給付費を追加するものであります。

目6乳幼児等医療費2,593万5,000円の補正は、受診者の増加によるものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費の19ページをお願いいたします。

目3母子衛生費、節12委託料18万1,000円の追加は、産後ケア事業の利用者の増加、節19扶助費は、未熟児養育医療費の決算見込みにより92万9,000円を追加するものであります。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち農業生産コスト低減緊急対策事業補助金354万3,000円は、肥料高騰等により影響を受けている農業経営体に対し生産コスト低減に資する機械の導入を支援するもの、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金25万円は、阿曾レンゲの里営農組合の法人化に係る経費の補助、機構集積協力金交付事業補助金64万4,000円は、岩見構下地区圃場整備において農地中間管理機構に集積、貸出しされた農地の面積に応じて交付する地域集積協力金と農地バンクに農地を預け入れてリタイアする農業者への経営転換協力金でございます。また、未整備農地集積奨励支援事業補助金37万6,000円は、農地中間管理機構から未整備の農地を借り受けた農業法人を支援するものであり、これは全て県の補助金が財源となっております。

21ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加に伴い実施する事業との財源更正であります。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節17備品購入費59万8,000円は、令和6年度から適応指導教室移転に必要となる冷蔵庫と棚等を購入するものでございます。節18負担金、補助及び交付金185万円は、決算見込みによる小中学校対外文化・運動競技等大会選手派遣補助金の追加であります。

23ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費56万4,000円の追加は、消防設備点検の結果による不良箇所や斑鳩小学校屋外運動場の雨水ますを改修するものでございます。節14工事請負費1,433万円の減額は、入札等による契約残額、節17備品購入費46万3,000円の追加は、太田及び石海小学校において令和6年度の特別支援学級への入学予定児童に対応するため、椅子やストレッチマット等を購入するものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費42万2,000円の追加は、小学校費と同様、消防設備の修理、節17備品購入費40万3,000円の追加も、小学校費と同様に太子西中学校における特別支援学級への入学予定者に対応するため、パーティションやホワイトボード等を購入するものでございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節10需用費47万円の追加は、小・中学校費と同様、消防設備の修理のほか、劣化した太田幼稚園の木製げた箱を修理するものでございます。節14工事請負費173万円の減額は、入札等による契約残額でございます。節17備品購入費15万1,000円の追加は、令和6年度から斑鳩幼稚園において3歳児保育を実施するに当たり必要な備品を購入するものでございます。

項5社会教育費、目4人権教育費は、人権啓発事業などの県補助の交付決定に係る財源更正であります。

目5文化財保護費、節12委託料及び節13使用料及び賃借料の補正は、調査件数の増加や燃料費

の高騰に伴い発掘調査や測量費用を追加しております。

25ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、節18負担金、補助及び交付金20万円は、全国大会への出場者の増加に伴い、各種大会選手派遣補助金を追加するものでございます。

目4給食センター費、節12委託料244万4,000円の減額は、入札等による契約残額でございます。

款12公債費、項1公債費、目1元金59万3,000円の追加及び目2利子455万6,000円の減額は、利率見直し方式により発行した地方債の利率変更などに伴うものでございます。

続きまして、歳入を説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目2教育費負担金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小・中学校の給食費4カ月分を減額するものであります。

款14使用料及び手数料、項1手数料、目1総務手数料102万8,000円の補正は、コンビニ交付の利用状況に応じた諸証明手数料の追加でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、歳出予算の各費目で説明申し上げました事業費の追加に伴う補正であります。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,697万6,000円の追加は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額に伴うものであります。なお、本交付金は学校給食4カ月分の減収分及び学校給食主食費への補助による減収に充当しております。

目2民生費国庫補助金から款16県支出金、項1県負担金、項2県補助金の11ページ、項3委託金までの各項目の補正につきましては、歳出予算の各費目で説明申し上げました事業費補正や交付決定等に伴うものでございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金1億円は、今年度のふるさと応援寄附金額の決算見込みによる追加でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億1,074万9,000円の追加は、今回の補正予算における財源調整でございます。

目2ふるさと応援基金繰入金は、歳出予算で説明申し上げましたふるさと応援寄附金に係る返礼品等の追加経費などに充当するものでございます。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節3衛生費雑入及び節4農林水産業費雑入は、派遣職員の人件費補正に伴うものでございます。

最後に、5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費は、事業の進捗状況により網干線外道路整備事業の1事業を設定しております。

以上で議案第57号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第8 議案第47号 令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（松浦崇志） 日程第8、議案第47号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第47号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ4,472万円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億8,171万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、県支出金、諸収入の追加、繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、保険給付費、諸支出金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） それでは、議案第47号令和5年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、節2給料におきまして人件費補正といたしまして6万9,000円を追加しております。節11役務費におきまして、第三者行為求償事務共同処理手数料としまして50万円を追加しております。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費につきましては、2月診療分から8月診療分までの実績により今後の支出見込みをした結果、4,196万6,000円を追加しております。

項5葬祭諸費、目1葬祭費につきましては、4月の支払い分から9月の支払い分までの実績により今後の支出見込みをしました結果、55万円を追加しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金につきましては、過年度分所得税の修正申告により国民健康保険税の減額に伴いまして還付金が増えております。50万円を追加しておるところでございます。

目3償還金につきましては、令和4年度保険者努力支援交付金の実績精算による償還金113万5,000円を追加しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金につきましては、歳出予算保険給付費の一般被保険者高額療養費、葬祭費を4,251万6,000円増額したことによりまして、その同額を追加しております。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、節3職員給与費等繰入金において歳出予算一般管理費の職員人件費及び第三者行為求償事務共同処理手数料を56万9,000円増額したことにより、その同額を追加しております。節5財政安定化支援事業繰入金において、令和5年度の普通地方交付税の交付額の確定によりまして188万9,000円を追加しております。節7産前産後保険税繰入金におきましては、令和6年1月より産前産後の被保険者の保険税免除制度が施行されることになっております。保険税免除分の一般会計からの繰入れ分といたしまして12万8,000円を追加しております。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の財源調整といたし

まして826万2,000円を減額しております。

款7諸収入、項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金につきましては、損害賠償額の確定により788万円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第9 議案第48号 令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）**

○議長（松浦崇志） 日程第9、議案第48号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第48号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ2,196万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億8,826万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業費の追加と基金積立金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第48号令和5年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料につきましては、令和6年度に予定されております介護報酬改定等に対応するため、システム改修委託料418万円を追加しております。

項3介護認定審査会費、目2認定調査等費、節11役務費につきましては、当初見込みよりも要介護認定申請が多く、不足が見込まれる主治医意見書作成手数料82万5,000円を追加しております。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費につきましては、これまでの実績を昨年度と比較しましたところ、サービス利用者が当初より上回ると見込まれることから、目1介護予防サービス給付費に1,361万4,000円、目5介護予防サービス計画給付費に288万円を追加しております。

項6市町村特別給付費につきましては、対象者の増加により1号被保険者の介護用品支給費を2名分、15万円、第2号被保険者の介護用品支給費を1名分、7万5,000円を追加しております。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費につきましても、これまでの実績を昨年度と比較し、サービス利用者が当初より上回ると見込まれることから、目1訪問型サー

ビス費のうち訪問介護相当サービス事業費負担金に169万4,000円、目2通所型サービス費のうち通所介護相当サービス事業費負担金に510万6,000円を追加しております。

10ページをお願いいたします。

款4基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整によるものでございまして669万6,000円を減額しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目6介護保険事業補助金につきましては、歳出のほうで申し上げました介護保険システム改修費用に係る補助金で補助率は2分の1、その他の款4国庫支出金につきましては、歳出で申し上げました款2保険給付費及び款3地域支援事業費の追加補正に伴うものでございます。

款5支払基金交付金、款6県支出金及び款8繰入金、これも同様に給付費等の追加に伴う歳入の補正でございます。

以上で詳細説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第49号 令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（松浦崇志） 日程第10、議案第49号令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第49号令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ437万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6,542万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第49号令和5年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、一般職給を2万7,000円追加しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金が令和4年度兵庫県後期高齢者医療広域連合の一般会計決算におきまして決算剰余金が発生し、令和5年度へ繰り越しましたので市町負担金の納付に関する要綱第6条の規定により、令和5年度

市町共通経費負担金と相殺したため、116万1,000円を減額しております。

次に、保険基盤安定繰入金納付金につきましては、令和5年度の保険基盤安定負担金が確定したために476万7,000円を追加しております。

款3保健事業費につきましては、令和4年度高齢者保健事業の実績報告、精算による返還金が発生したため、償還金を74万6,000円追加しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

同じく6ページでございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整を行うため、38万8,000円を減額、保険基盤安定繰入金につきましては、令和5年度の保険基盤安定負担金の確定により476万7,000円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第50号 令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（松浦崇志） 日程第11、議案第50号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第50号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的支出41万9,000円を追加し、事業費用の総額を5億4,489万5,000円としております。

次に、第3条におきまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を6,366万6,000円に改めております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 詳細説明を申し上げます。

内容につきましては、人件費の補正を行うものでございます。

1ページを御覧ください。

第2条におきまして、収益的支出において、第1款事業費用、第1項営業費用において41万9,000円の人件費に伴う経費を追加し、事業費用の総額を5億4,489万5,000円としております。

内訳は、4ページを見ていただきますようお願い申し上げます。原浄水費、給水費におきまして給料の補正を、総係費では給料と手当の補正をしております。

次に、1ページに戻っていただきまして、第3条、現予算の第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費6,324万7,000円を6,366万6,000円に改めるものでございます。

以上で議案第50号令和5年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第51号 令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（松浦崇志） 日程第12、議案第51号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第51号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的支出では117万3,000円を追加し、事業費用の総額を12億9,736万8,000円としております。

次に、第3条におきまして、現予算第8条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を5,006万9,000円とするものであります。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 詳細説明を申し上げます。

内容につきましては、人件費の補正を行うものでございます。

1ページを御覧ください。

第2条、収益的支出におきまして、第1款下水道事業費用、第1項営業費用において、117万3,000円の人件費を伴う経費を追加し、下水道事業費用の総額を12億9,736万8,000円としております。内訳は、4ページを見ていただきますようお願い申し上げます。管渠費におきましては給料と手当の補正を、総係費では給料の補正をしております。

次に、1ページに戻っていただき、第3条、現予算の第8条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費4,889万6,000円を5,006万9,000円に改めるものでございます。

以上で議案第51号令和5年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第52号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第13、議案第52号太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第52号太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が一部改正されたことに伴い、関係する当条例の号ずれの整理を行うとともに、マイナンバーの独自利用事務として太子町福祉医療費助成条例、高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱、特別支援教育就学奨励費支給要綱及び就学援助規則による就学援助に関する事務を追加しまして、個人番号の利用範囲を広げる

ことで所得証明書等の証明書類の添付を不要とするなど、住民の負担を減らすとともに事務の効率化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第52号太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

第1条及び第5条第1項中の「第19条第10号」を「第19条第11号」に改正し、別表第1、別表第2及び別表第3において、新たに高齢期移行者の医療費の助成に関する事務、重度障害者の医療費の助成に関する事務、乳幼児等の医療費の助成に関する事務、こどもの医療費の助成に関する事務、母子家庭等の医療費の助成に関する事務、高齢重度障害者の医療費の助成に関する事務、特別支援教育就学奨励費に関する事務及び就学援助に関する事務について、情報連携ができる特定個人情報を規定するものでございます。施行日につきましては、公布の日からとしております。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第53号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第14、議案第53号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第53号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正されたことを受けまして、それを引用しております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第53号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

指定都市等における認定こども園の認定、または許可に係る都道府県への事前協議が事前通知に見直されましたことによりまして、いわゆる認定こども園法第3条第10項が削られ、同条「第11項」が「第10項」に繰上げとなり、同法を引用いたします内閣府令が改正されましたので本条例第15条第1項第2号を改めるものでございます。また、第35条第3項及び第36条第3項におきましては、内閣府令の改正に基づきまして用語の整理を行うものでございます。施行日は、公布の日といたしております。

以上、よろしく審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第54号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第15、議案第54号行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第54号行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、私の施政方針にもあります子育てに関する窓口を一本化するというものとして、令和6年4月にこどもえがお課を新設することに伴い、児童福祉関連の条例改正を一括で行うものでございます。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第54号行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

第1条関係といたしまして、太子町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の全文におきまして「町長」を「教育委員会」に改めております。また、第11条において「規則」を「教育委員会規則」と改めております。

第2条関係といたしまして、太子町子ども・子育て会議条例において、第7条中、「生活福祉部社会福祉課」を「教育委員会こどもえがお課」に改めております。

第3条関係といたしまして、太子町放課後児童健全育成事業実施条例において保育料及び保育料の減免を規定する部分を除き、「町長」を「教育委員会」と改めております。また、第13条において「規則」を「教育委員会規則」と改めております。施行日は、令和6年4月1日としております。

以上、よろしく審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第55号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第16、議案第55号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第55号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割及び均等割保険税の免除を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第55号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

出産する被保険者に係る医療費医療分・後期高齢者支援金等分、介護納付金分の所得割額と均等割額保険税から、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月相当分の保険税を免除する改正となっております。また、双子などの多胎妊娠につきましては、出産予定月の3カ月前から出産予定月の翌々月相当分の保険税を免除するものであります。施行日につきましては、令和6年1月1日としております。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第17 議案第56号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第17、議案第56号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第56号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されまして、マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することができるようになることに伴い、印鑑登録証明書のコンビニ交付手続にスマートフォンを利用する場合を新たに規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第56号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付を規定する第17条におきまして、移動端末設備（いわゆるスマートフォンでございますが）、この設備を利用する場合を新たに規定し、その他字句を改めるものでございます。施行日につきましては、スマートフォン用電子証明書に対応しましたコンビニ交付システムの稼働日が現時点でまだ判明しておらないため、規則で定めるといたしております。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は11月30日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午前11時22分）